

神奈川県立金沢文庫における公募型研究資金による研究活動 における不正行為防止に関する規程

1 目的

この規程は、文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究活動における不正行為への対応等について」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」に基づき、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公募型研究資金」という。）による研究活動における不正行為の防止について必要な体制を整備することを目的とする。

2 基本方針

神奈川県立金沢文庫（以下「金沢文庫」という。）における公募型研究資金の不正使用防止に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に関する者の責任と権限の体系化を明確化し、金沢文庫内外に公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定することにより実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) ルールに関する理解を金沢文庫職員に浸透させ、金沢文庫内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

3 不正行為の定義

この規程において、不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告）の各過程でなされる次の各号に定める行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかにされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合には、研究活動における不正行為にはあたらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、不正な研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によつて得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盜用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不適正な使用 実態とは異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る不当な請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、神奈川県及び金沢文庫の規程等に違反して研究費を使用すること。

4 機関内の責任体系

- (1) 最高管理責任者は、公募型研究資金の管理及び使用に関して最終的な責任を負うとともに、統括管理責任者が責任をもって公募型研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。最高管理責任者は、文庫長とする。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公募型研究資金の運営・管理について金沢文庫全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする金沢文庫全体の具体的な対策を策定・実施状況を把握するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。統括管理責任者は、副文庫長とする。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、金沢文庫における公募型研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進責任者は、公募型研究資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施するほか、公募型研究資金の管理・執行について、モニタリングを行い、必要に応じ改善指導を行う。コンプライアンス推進責任者は、管理課長とする。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、金沢文庫学芸課における公募型研究資金の運営・管理に関して実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進副責任者は、学芸課長とする。

5 条例等関係法令の遵守

金沢文庫職員は、公募型研究資金による研究業務の実施に当たり神奈川県の定める条例及び金沢文庫で定める関係規程を遵守するとともに、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種規程等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。公募型研究資金の不正使用を防止するため、金沢文庫職員の行動規範を別に定める。

6 相談及び不正通報窓口

金沢文庫内外からの公募型研究資金の事務処理手続き、使用に関する相談並びに公募型研究資金の不正使用に関する通報を受け付ける窓口を管理課に置く。不正使用に関する通報を受けた場合には、ただちに統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

7 不正に関する調査体制・報告

(1) 通報・調査の要否

統括管理責任者は、金沢文庫内外からの不正に関する通報（告発）があった場合にはただちに事実の確認を行い、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、不正

の通報を受けた30日以内に通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断とともに、当該調査の要否について公募型研究資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告する。

（2）調査委員会

最高管理責任者は、調査が必要であると判断した場合には、公正かつ透明性の観点から調査委員会を設置する。調査委員会の設置・運営に関しては別に定める。

（3）調査の開始

最高管理責任者は、調査対象となった事案について配分機関及び文部科学省に本調査の実施を報告する。

（4）必要な措置・再発防止策

最高管理責任者は、調査委員会から調査結果を受けた場合には、速やかに通報者及び被通報者に報告するとともに不正使用が行われたと判断した場合には、再発防止策も含めた必要な是正措置を行い、配分機関及び文部科学省に報告する。調査委員会の調査結果及び実施した措置については速やかに公表する。

（5）不服申し立て

通報者及び被通報者は、調査結果に不服がある場合には、最高管理責任者に不服申し立てを行うことができる。

8 不正防止計画の策定・実施

（1）不正防止計画の策定

不正を発生させる具体的な要因を把握し、不正の発生を防止するために不正防止計画を策定する。不正防止計画の推進は統括管理責任者とし、不正防止計画推進チームのなかで検討・検証を行い定めることとする。不正防止計画推進チームは、副文庫長、学芸課長、管理課長、学芸課員、管理課員で構成する。

（2）研修会及び説明会の開催

コンプライアンス推進責任者は、公募型研究資金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、適正使用に関するコンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を図る研修会を積極的・定期的に開催する。

（3）モニタリングの実施

公募型研究資金の適正な管理のため、モニタリングを実施する。モニタリングは内部監査員として管理課長が行う。内部監査員は、毎年無作為に抽出した公募型研究資金による実際研究課題（全体の概ね10%以上）について確認を行う。モニタリングにおいて不正が発見された場合には、内部監査員は、総括管理責任者、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は速やかに是正措置、再発防止策を図るとともに必要に応じて配分機関及び文部科学省に報告する。

(4) 監査の実施

公募型研究資金の適正な管理のため、監査を実施する。監査は、神奈川県立歴史博物館と連携し、執行した事務について、監査を依頼して行うこととし、その実施方法等必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

監査において不正を指摘された場合には、最高管理責任者は速やかに是正措置、再発防止策を図るとともに必要に応じて配分機関及び文部科学省に報告する。

間接経費については、県予算の執行であるため、県の所定の監査の対象となる。

(5) 不正に関与した業者の処分

金沢文庫は、不正に関与した業者に対し、取引停止処分を行うものとする。

9 不正に対する処分

(1) 任命権者への報告

監査又は通報によって不正があると認められた場合、最高管理責任者は、その旨をただちに任命権者に報告しなければならない。

(2) 文部科学省・独立行政法人日本学術振興会への報告

最高管理責任者は、不正に対する調査結果と処分内容を速やかに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に報告するものとする。

10 その他

公募型研究資金の管理及び使用に関しては、この規程のほか、国、神奈川県、関係独立行政法人等の関係法令及び金沢文庫で定める関係規程に従うとともに、必要に応じて文庫長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。